

貨物自動車運送事業者の許可の取消処分

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

No	事業者名	主たる事務所の位置	営業所の名称及び位置	処分年月日	行政処分の内容	違反条項	違反行為の概要
1	有限会社 ジェイ・エス・ライン	神奈川県横浜市 中区錦町15	本社営業所 神奈川県横浜市中区錦町15	平成24年8月7日	貨物自動車運送 事業法第33条 の規定に基づく 許可取消処分	貨物自動車運送 事業法第17条 第1項及び第3 項他	輸送の安全他